

今年度再整備を行っている北上駅東口の広場について、新たに公の施設とする条例を制定しようとするもの。

1 背景（再整備工事の概要）

■再整備工事の目的

北上駅東口駐車場土地利活用事業を契機と捉え、北上駅東口にある広場をイベント等で活用できるように再整備することで、北上駅周辺のより一層の利便性を高めるとともに、にぎわいの創出を図るもの。

■再整備工事の概要（工期：5/2～11/1）

- 建築工事：歩廊設置、平板舗装、鬼剣舞モニュメント像移設、観光案内板移設等
- 電気設備工事：キッチンカー用電源コンセント設置、引込柱埋設化等
※赤丸、赤線箇所が市発注工事

2 施設の概要

<(仮称)北上駅東口交流広場の状況>

- 財産種別：行政財産
- 用途：都市計画施設（旧北上駅東口駐車場）
- 面積：674m²（北上市川岸一丁目11-32、32-17）
- 管理方法：直営（北上駅東西駅前広場について清掃等の維持管理を委託）



4 今後のスケジュール

令和5年					令和6年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
・議会全員協議会 (8/3)	・設置条例の提案 (9月議会)	・北上駅東口駐車場土地利活用事業全体完成式典 (10/28)	・さくらPORTホテルオープン(11/1) ・条例施行開始(11/1)	・指定管理者選定、債務負担の提案 (12月議会) ・指定管理者告示	・指定管理協定の締結			・指定管理の運用開始

3 設置条例

■制定する条例

北上市北上駅東口交流広場条例

■設置目的

北上駅周辺における市民等の交流とにぎわいの創出を図るとともに、市の産業振興に寄与するため、北上駅東口交流広場を設置するもの。

■条例の概要

- 北上駅東口交流広場の設置
- 使用の許可、使用料 等
→物品の販売、展示会といった利用を想定
- 使用料の減免
→公の施設の使用料等減免条例に準じた取扱い
- 指定管理者の指定等
→使用許可、維持管理、広場の活用、利用料金制 等

■施行日

令和5年11月1日

■関連する規則制定

北上市北上駅東口交流広場規則

→条例の施行に際して必要な申請手続き、通知様式等を規定

<指定管理導入の狙い>

◎広場の利用者が、SPCが管理する広場と、市が管理する北上駅東口交流広場を一体の空間として利用できるとともに、利用に際しての窓口の一本化を図ることで、利便性を確保。

◎自主事業を定期的に実施することにより、駅東口へ賑わいを創出するとともに、魅力的な広場としての空間活用認知を高める。